

原田処理場スカイランドHARADA多目的運動広場維持管理充
当金に関する要綱

平成18年4月
要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、原田処理場スカイランドHARADA多目的運動広場（以下「運動広場」という。）の維持管理充当金（以下「充当金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(充当金)

第2条 充当金の額は、1区分（2時間以内）3,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、豊中市長（以下「市長」という。）が災害その他特別の理由があると認める場合は、充当金を徴収しないことができる。

(充当先)

第3条 充当金は、運動広場の維持及び管理に要する経費の一部に充当するものとする。

(充当金の徴収)

第4条 使用者は、充当金を使用日前日までに金融機関等で納付しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(充当金の減免)

第5条 市長は、公益上その他特別の必要があると認めるときは、充当金を減免することができる。

2 前項の規定により充当金の減免を受けようとする者は、多目的運動広場維持管理充当金減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 充当金の減免をする場合及びその減免割合は、次のとおりとする。

(1) 下水道事業のために使用する場合 免除

(2) 次のいずれかの交付を受けている者の団体が使用する場合 免除

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳

ロ 国が定める療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳

ハ 老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）に基づく医療受給者証

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の必要があると認める場合

その都度市長の定める割合

(充当金の返還)

第6条 既納の充当金は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者の責めによらない事由によって使用することができないときは、使用区分ごとに全額を返還する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項、又は疑義の生じた事項については、その都度猪名川流域下水道事業連絡会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。